

関東支部研究費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、電気化学会関東支部規則に定める研究費助成について、関東支部規則に定める以外の詳細について定めたものである。

(助成対象者および応募条件)

第2条 電気化学会関東支部に所属する50歳（募集年度の4月1日の時点）以下の個人会員（学生は対象とならない）。電気化学会会員となって5年以上経過している必要がある（学生会員の期間も含まれる）。年齢制限に関し、ライフイベント等による研究活動休止期間がある場合には、その期間を50歳に加算することができる。当該助成を受けたことがある者は、再度応募することはできない。助成予定期間中に他支部へ移動することが決定している者も応募することはできない。助成年度に電気化学会本部が募集する若手・中堅研究費助成を研究内容が違っていても同時に受けることはできない。助成金受領後4年以内に電気化学会を退会した場合もしくは除名となった場合には、助成金は返納することとする。助成結果が連絡された後から助成期間終了の間に助成受領者が他支部に移動した場合においても、助成および助成受領者の責務は継続するものとする。

(助成期間)

第3条 研究助成期間は1年間（当該年度の4月1日から3月31日まで）とする。

(助成金額および採択人数)

第4条 助成は年若干名で、1名につき50万円以内の助成金額とする。助成金額は年度によって変動することがある。研究助成費は関東支部の活動で生じた利益から支出する。本研究費助成の目的に合う対象者がいない場合には、助成者を選ばない場合もある。

(公募方法)

第5条 公募内容は電気化学会関東支部ホームページ、本部ホームページなどに掲載し、少なくとも1か月間の公募期間を取るものとする。応募書類は関東支部事務局に提出することとする。

(助成者の選考)

第6条 助成者の選考は、執行役員会によって行う。必要に応じ、若干名の関東支部員の意見を求めることができる。本研究助成の目的に合う応募者を選ぶ。選考に関わるすべての者は、応募内容について守秘義務を負うものとする。助成人数、金額、採択者を関東支部幹事会に提案し、幹事会の議を経て決定する。

(助成受領者の責務)

第7条 助成受領者は、助成期間の終了後6か月以内に会計報告書および研究報告書を支部事務局に提出する。虚偽の記載は研究費の返還や懲罰等の対象とする。当該研究の成果を助成期間の終了後3年以内に本会の講演大会で発表することとする。また、当該研究の成果を含む論文・研究発表には本助成を受けたことを謝辞に記載することとする。当該研究の成果を発表した場合には支部事務局に報告する。

(助成金の用途)

第8条 助成受領者が所属する機関の間接経費・一般経費は助成の対象にならない。本助成金は原則として受領者の所属する機関に経理を委任し、所属機関の研究助成の使用規則に従って使用するものとする。会計報告書は所属する機関の経理担当者が作成したものとする。

(助成の完了)

第9条 支部事務局が助成受領者からの会計報告書および研究報告書を受け取った後、会計報告書は事務局長および監事、研究報告書は支部長および副支部長が内容を確認し、不十分な場合には、助成対象者に訂正を求める。確認が終了した場合には、確認が行われ助成が完了したことを執行役員会が幹事会に報告する。

附 則

1. 本規則は、2023年6月1日より施行する。
2. 本規則の改廃は、幹事会の議決を経なければならない。